

障 障 発 0605 第 1 号  
平 成 27 年 6 月 5 日  
一部改正 障 障 発 0329 第 2 号  
平 成 29 年 3 月 29 日  
一部改正 障 障 発 0330 第 6 号  
平 成 30 年 3 月 30 日  
一部改正 障 障 発 0331 第 6 号  
令 和 3 年 3 月 31 日  
一部改正 障 障 発 0328 第 1 号  
令 和 6 年 3 月 28 日  
一部改正 障 障 発 0331 第 2 号  
令 和 8 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 訪問系サービスに係る国庫負担基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスに係る国庫負担基準につきましては、国庫負担基準単位を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に定められている単位数を用いずに算定したこと等により、障害者自立支援給付費国庫負担金の算定を誤った自治体が見受けられることから、自治体が適正に国庫負担基準額を算定できるようすべきとの指摘を会計検査院より受けたところです。

つきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、下記のとおり国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめましたので、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

## 1 国庫負担基準及び令和8年度国庫負担基準の見直しについて

### (1) 国庫負担基準について

#### ① 国庫負担基準の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたものである。

なお、これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしているところである。（別紙1参照）

#### ② 国庫負担基準の算定方法

##### ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法

国庫負担基準は、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）（別紙2）に基づき、利用した訪問系サービスの種類、障害支援区分及び利用者の居住地（特別地域加算の対象地域かどうか）等に応じた単位数を各月ごとに算定する。

また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。

なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。

例

- ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：63,040単位
- ② ①かつ特別地域加算の対象地域に居住する者：72,496単位（①+（①×0.15））
- ③ 居宅介護（通院等介助なし）と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：  
14,670単位（居宅介護：6,010単位、同行援護14,670単位）

##### イ 各市町村の国庫負担基準額の算定

アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する単位数を合計し、10円に地域区分に応じた割合、応じた<sup>※</sup>嵩上げ率や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。なお、嵩上げ率については、平成30年度から、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度における市町村の支給決定者数及び当該人数に占める重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合（以下「重度率」という。）に応じた割合に応じて以下の表のとおりとする。

例 A市の国庫負担基準額：嵩上げあり、地域区分2級地

- ・ 訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準を合計した年度の単位数 100万単位  
1,000,000単位×10円×1,090/1,000（2級地）×105/100（5%嵩上げ）  
×1.0（給付率）＝11,445,000円

(表：支給決定者数及び重度率に応じた嵩上げ率)

|        |                     | 重度率   |       |       |      |
|--------|---------------------|-------|-------|-------|------|
|        |                     | 20%以上 | 15%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 支給決定者数 | 600 人未満             | 100%  | 50%   | 30%   | 25%  |
|        | 600 人以上 1,800 人未満   | 50%   | 30%   | 25%   | 20%  |
|        | 1,800 人以上 3,000 人未満 | 30%   | 25%   | 20%   | 15%  |
|        | 3,000 人以上 4,200 人未満 | 25%   | 20%   | 15%   | 10%  |
|        | 4,200 人以上           | 5%    | 5%    | 5%    | 5%   |

※ 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 1 以上である場合であって、かつ、当該市町村における重度率が 5 % 以上である場合の嵩上げ率は 5 % とする。

## (2) 令和 8 年度国庫負担基準の見直しについて

令和 8 年度の報酬改定における処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行ったところである。なお、改正後の国庫負担基準は令和 8 年 6 月 1 日からの適用となる。(別紙 1)

## 2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について

障害者自立支援給付費国庫負担金における国庫負担基準額の算定に当たり、会計検査院より、平成 26 年度会計実地検査において、

- (1) 国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による国庫負担基準における参考様式を用いているものの、誤った利用者数により、国庫負担基準額を算定
- (3) 都道府県において、国庫負担基準額の算定の適否について判断するに当たり、その適否が検証できない状況であっても、根拠資料を求めるなど十分に審査を行っているとは言えない

等の指摘があったところ。

このような状況を踏まえ、国庫負担基準額の算定誤りが生じないように、以下のとおり留意点をまとめたので、内容をご確認いただき、再発防止に努めていただくようお願いする。

### (1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

#### ① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ（1）（二）等という「介護保険給付対象者」とは、「65 歳以上の者」又は「介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる者に該当する者」（＝40 歳以上 65 歳未満の特定疾病者）であり、特に「65 歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

#### ② 第二号イ（2）（重度障害者等包括支援対象者）について

国庫負担基準告示第二号イ（2）においては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イ（1）に定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括

支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの類型の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分イ（２）の単位数を計上する。

### ＜国庫負担基準＞

|                                                                          |                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準 |                                                                         |
| 区分 6                                                                     | 75,870 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 63,040 単位）                                   |
| 介護保険<br>給付対象者                                                            | 46,460 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 23,130 単位、区分 5 は 15,430 単位、区分 4 は 14,780 単位） |

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 96,870 単位

### ＜重度障害者等包括支援対象者＞

障害支援区分 6（障害児にあつては区分 6 に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

| 類 型                                                                                                      |                                        | 状態像                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者                                                 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者<br><b>I 類型</b> | ・筋ジストロフィー<br>・脊椎損傷 ・A L S<br>・遷延性意識障害 等 |
|                                                                                                          | 最重度知的障害者<br><b>II 類型</b>               | ・重症心身障害 等                               |
| 「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表第 2 に掲げる行動関連項目（以下「行動関連項目」という。）の合計点数が 10 点以上である者<br><b>III 類型</b> |                                        | ・強度行動障害 等                               |

### I 類型

以下のいずれにも該当する者

- （１）障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者
- （２）「障害支援区分認定の実施について」（平成 26 年 3 月 3 日障発 0303 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添 2 に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「２．身体の状態に関する意見」中の「（３）麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定  
 なお、医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「（２）四肢欠損」、「（４）筋力の低下」、「（５）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- （３）「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）別表第 1 「1 群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定（※ 1）
- （４）区分省令別表第 1 「10 群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」

と認定

- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

## Ⅱ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定
- なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 区分省令別表第1「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定(※1)
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

## Ⅲ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)
- (3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者(※3)

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

- (※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」、「1-2 起き上がり」及び「1-3 座位保持」を参照されたい。
- (※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。
- (※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数(行動援護スコア)については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

### ③ 第二号イ(5)(居宅介護利用者)の(一)、(二)及び(四)について

国庫負担基準告示第二号イ(5)の(一)、(二)及び(四)に該当する者はそれぞれ以下のように整理される。

| 区分             | 告示上の表現                                              | 該当する者                                                                  |
|----------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第二号イ（５）<br>（一） | （二）及び（三）に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）                   | 居宅介護の通院等介助（身体介護あり、なし）及び通院等乗降介助が算定される者（身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。）         |
| 第二号イ（５）<br>（二） | 居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（（三）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）      | ・居宅介護の身体介護のみ算定される者<br>・居宅介護の家事援助のみ算定される者<br>・居宅介護の身体介護及び家事援助の両方が算定される者 |
| 第二号イ（５）<br>（四） | 介護保険給付対象者 次の a 又は b に掲げる者の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる単位数 | ・居宅介護を利用する障害支援区分 5、6 に該当する介護保険給付対象者                                    |

#### ④ 第二号イ（７）及び（８）（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について

国庫負担基準告示第二号イ（７）においては、（一）から（三）まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単位数のみである。

また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分（８）の単位数を算定することになる。

#### ⑤ 第二号イ（９）（同行援護利用者）について

国庫負担基準告示第二号イ（９）においては、「（２）から（８）までに掲げる者のうち次の（一）及び（二）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、（２）から（８）までにおいて（９）の（一）及び（二）以下の単位数が定められている場合であれば、（９）の（一）及び（二）の単位数のみ算定することとなる。

### （２）国庫負担基準単位の算定について

国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式（以下「参考様式」という。）を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位を算定できるので、積極的に活用いただきたい。

なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。

ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。

また、第二号イ（２）の「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。

### （３）給付率の算定について

給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱（平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）3（10）において、「当該年度の 7 月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。

7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。

しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3 月から翌年 2 月まで）のみ修正することとする。

例えば、令和 8 年度で考えると、令和 8 年 3 月から令和 9 年 2 月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、令和 9 年 3 月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。

### （４）統計情報作成処理月の取扱いについて

統計情報作成処理月（国庫負担基準内訳）に関しては、「居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式（エクセルファイル）について」（平成 20 年 5 月 26 日事務連絡）において、「国庫負担基準は市町村との精算基準という性格上、サービスが提供された年月ではなく、受付年月の処理でも差し支えありません。また、当該処理により国庫負担基準を算定する場合についても同様です。」といった取扱いとしていたところである。

今般、市町村から統計情報作成処理月について、サービス提供月で取り扱うか受付年月で取り扱うかとの照会が多いこと等を踏まえ、平成 27 年度以降の統計情報作成処理月については、原則、介護給付費等（障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する「介護給付費等」をいう。）を集計する月と平仄を揃えることとする。

なお、介護給付費等が受付年月で取り扱われている場合においては、統計情報作成処理月においても受付年月で取り扱うこととする。

### （５）都道府県における審査、確認について

居宅介護等の介護給付費等に係る基準額については、交付要綱の各別紙様式においてその内訳を提出させているところであるが、基準額については、根拠資料の提出を求めるなど適正な審査を行っていただくとともに、留意すべき点について別紙 3 のとおりまとめたので、都道府県及び市町村におかれては参照されたい。

## **(6) その他**

国庫負担基準の算定手順等については、「参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順」（別紙4）を参照されたい。

なお、CSVファイルの入力方法等については、各都道府県の国保連合会にご照会いただきたい。